

バーチャル株主総会  
(産業競争力強化法改正を含む) (2)  
—理論的・法的論点の検討—

2022.3.25

立教大学 松井秀征

# 1 はじめに

## ▶ 課題の設定

現在のわが国では、バーチャル総会をめぐる議論が盛んになされており、その実際の開催が実務的にも必要であり、また重要性が論じられている状況にある

- ① 以上のような状況の下では、法的に許容され、実際に開催されるバーチャル総会（それがハイブリッド型バーチャル株主総会〔参加型・出席型を問わず〕であるか、あるいはバーチャルオンリー型株主総会であるかはひとまず問わない）について、個別に生じうる法律上の解釈問題について、一定の解を与えることが求められる

（バーチャル総会における動議や質問に関する扱いをどうするか、あるいは通信障害が生じたときにどうするか、といった点に関する法的な問題を議論するのはこちらの問題）

# 1 はじめに

## ▶ 課題の設定

② 他方で、個別の解釈問題を考えるにあたっては、バーチャル総会なるもの、ひいては株主総会なるものの理論的な位置づけが与えられないことにはうまく解を導けない可能性があり、バーチャル総会ないし株主総会をめぐる議論を理論的に進化させることも求められている

(たとえば、動議や質問に対する制約を課すことが可能か、という問題は、株主総会という「会議」を開催することの意味を問うている面があり、そうなるとう株主総会が会議体であることの理論的な意味が問われることにもなる。あるいは、通信障害の時の対応を考えた場合、総会の瑕疵とは何を想定しているのか、あるいはその瑕疵を争う方法が取消しの訴え等の方法によるべきことになっている点をどう評価するか、が問題になる)

# 1 はじめに

## ▶ 課題の設定

バーチャル総会に関する個別の解釈問題（①の課題）、及び個別の解釈問題を考えるにあたっての理論的な基礎づけに関する問題（②の課題）を考えるにあたっては、現在のわが国のバーチャル総会に関する議論がどういう文脈でなされているかを踏まえておく必要もある

→たとえばコロナ対応という文脈で考えるならば、それはある程度特殊な緊急的事情でなされる解釈問題となるし、株主総会制度に関するそもそもの理論的な基礎づけはある程度後掲に退くことにもなりそうである

→他方で、より一般的にバーチャル総会の必要性や重要性を認識したうえで上記問題が論じられるのであれば、やはり解釈論はその文脈でなされるべきであるし、理論的な基礎づけもコロナの文脈から切り離されて一般的になされるべきであろう

※バーチャル総会に関する議論の変遷を確認し、わが国における当該議論の位置づけを確認しておく必要がある

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ① バーチャル総会の許容性に関する議論

バーチャル総会が可能かどうかという議論が、理論的ないし実務的に認識されるようになった端緒は、インターネットの普及が急速に進み、高度情報化社会への対応が課題となった2000年前後から

→当時のわが国では、分野を問わず上記の対応が進められ、企業組織及び活動の面においては、平成13（2001）年11月（法律第128号）の改正において会社関係書類の電子化、及び計算書類のウェブ公開という形をとった

→他方で、物理的な株主総会を電子株主総会に置き換えるという議論は、技術的な問題のほか、この当時にそれを可能とする理論的な蓄積もなく、その結果、当時の招集地の規定（平成17年改正前商法233条）などを根拠に電子株主総会は許容されないとの結論が採られた

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ① バーチャル総会の許容性に関する議論

ただし理論的には、当時の学界で検討が進められ、岩村充＝神田秀樹編『電子株主総会の研究』（弘文堂、2003年）として結実した研究成果がある

→株主総会を完全に電子化とした場合、物理的な総会と同等の条件が技術的に可能であることがその許容性の前提とされていた

→また、この当時から、株主総会への「出席」をどのように考えるか（議場がない場合に何をもって出席（参加）、退出とするかの問題）、あるいは株主によって出される質問や動議にどのように対応するかということが問題とされていた

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ① バーチャル総会の許容性に関する議論

この当時の議論の中には、株主総会の会議体性に関するいくつかの前提が隠されているのではないかと（そして、この前提は大なり小なり現在の議論にも引き継がれているのではないかと）。

→株主総会が電子化（バーチャル化）される場合、それは物理的な（リアルの）株主総会でなされるものがそのまま引き継がれるべきであるとの前提

→したがって、物理的な株主総会で可能となっている質問や動議については、電子株主総会の場合でも同等に確保されるべきだとの前提

→（おそらくは）株主総会における意思決定が会議体のプロセスを経てなされるのが当然であるとの前提

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ② 株主総会プロセスの見直しに関する議論

その後、株主総会の電子化に関する議論は表立ってなされることはなくなり、再び議論の対象として上ってくるのは、2010年代の半ばごろから

→わが国上場会社における機関投資家の株式保有割合が上昇し、その影響力が強まる中、定時株主総会に向けたプロセスの中で、会社と機関投資家とが対話することを目指す方向性が示される

→投資家において議案等の吟味の時間を確保するためには、株主総会関係書類の書面を電子化することが必要だとの認識が示された

(企業の持続的な成長を促す観点からは、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすべきだ、との当時の議論の方向性と軌を一にしている〔日本版スチュワードシップコード（2014年2月26日策定）〕



## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ② 株主総会プロセスの見直しに関する議論

経済産業省において2014年以降に進められた株主総会関係書類の電子化に向けた動きは、最終的に令和元（2019）年会社法改正に結実

→株主総会関係書類の電子化に関する議論が一段落した後、経済産業省においては、株主総会の電子化・IT化をその議事運営の局面に拡大するという議論に展開

→経済産業省における「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」（2019年8月～）の検討結果が、経済産業省『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』（2020年2月26日策定）につながる

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ② 株主総会プロセスの見直しに関する議論

株主総会プロセスの見直しに関する議論からバーチャル株主総会の議論に向けての展開で共通する視点は「株主総会の電子化」

→ただし、株主総会プロセスの見直しに関する議論は、機関投資家の会社ガバナンスへのコミットメントの観点からなされており、その目的は書類の電子化による情報開示の充実と判断のための時間の確保にあった

→株主総会当日の議事それ自体を電子化するとの話は、当初の株主総会プロセスの見直しで想定していた目的からは離れている面があるのではないかと（前ページに示した研究会に先立つ、経済産業省『さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期的課題に関する勉強会 とりまとめ～ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理』（2019年5月）では、株主総会当日の会議体の役割を議論している）

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ② 株主総会プロセスの見直しに関する議論

経済産業省で株主総会プロセスの見直しに関する議論から出発し、「株主総会の電子化」という共通項で進められた株主総会当日の議事それ自体の電子化の議論は、わが国の株主総会における会議体性そのものを正面から問う議論に「変化」している

→機関投資家の会社ガバナンスへのコミットメントという文脈からは、切り離された議論になっている

→株主総会当日の議事を電子化するとの方向性を置くことで、純粹に株主総会の会議体としての意義を改めて問い直している。それは同時に、平成13年商法改正当時にはできなかった株主総会そのものの電子化の議論を改めて行っているという側面がある

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ③ コロナ禍にともなう状況の変化

経済産業省『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』が公表されて間もなく生じた新型コロナウイルス感染症の拡大の問題

→当該ガイドにおいては、ハイブリッド型バーチャル株主総会を主に念頭に置いており、バーチャルオンリー型株主総会については、中長期的な課題としての位置づけが与えられていたが、コロナ禍により後者の検討をすべき必要性が生じることとなる

→他方でハイブリッド型バーチャル株主総会であれ、2019年以降、バーチャル株主総会に関する実務的、理論的な議論が深化していたこともあり、バーチャルオンリー型株主総会に関する制度設計を論ずる素地が整っていたともいえる

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ③ コロナ禍にともなう状況の変化

バーチャルオンリー型株主総会に関する議論が展開する中で、その位置づけに関しては明確に従前の株主総会プロセス論から先に進んだことが伺える

(例) 『成長戦略フォローアップ』(2020(令和2)年7月17日閣議決定)

「vi) コーポレート・ガバナンス改革の推進

(中略) 2020年2月に実施ガイドが示されたハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への浸透の推進に加え、バーチャルオンリー型株主総会を含む株主総会プロセスにおける電子的手段の更なる活用の在り方、情報開示の充実のための方策など新たな株主総会の在り方について検討を行い、2020年度中に一定の結論を得る」

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ③ コロナ禍にともなう状況の変化

(例) 「成長戦略ワーキング・グループの当面の審議事項について」

(規制改革推進会議に設置された当該WGにおける第1回(2020(令和2)年10月12日)資料より)

#### 「1. 運営の基本方針

成長戦略を実現する観点から、現下の新型コロナウイルス感染症への対応を阻害する規制・制度の見直しを断行する。また、ポストコロナ時代のデジタル・トランスフォーメーションを見据え、分野横断的かつ効果の大きい規制・制度改革に取り組む。」

※なお、バーチャルオンリー型株主総会については、当該WG第2回(同月20日)において取り扱われ、法改正に向けた動きが求められるに至っている。

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ③ コロナ禍にともなう状況の変化

産業競争力強化法改正による「場所の定めのない株主総会」の許容（同法66条）により、「株主総会の活性化・効率化・円滑化」につながる、との理解

→遠隔地に存する株主や多忙な株主等を含む多くの株主が出席しやすくなる

→物理的な会場の確保が不要なため、運営コストの低減、臨時株主総会を含む株主総会の機動的な開催の実現を図ることができる

→株主や取締役等が一堂に会する必要がなく、感染症のリスクの低減を図ることができる

（白岩直樹「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー型株主総会）に関する制度の解説」商事2269号5頁（2021年））

## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ④ まとめ

- 1) 2000年ごろの高度情報化社会への対応という段階では、総会の議事そのものを電子化するという議論は、当時の理論的な蓄積を欠いた状況では行うことができなかった（そのこともあって、学界で若干の議論がなされるに至った）
- 2) 2010年代半ばからの株主総会プロセスの電子化の議論がなされた段階では、基本的に株主総会関係書類の電子化（それにより機関投資家の会社ガバナンスへのコミットメントを高めること）が想定されていたため、総会の議事そのものの電子化の議論が中心的な目的ではなかったが、前者の議論が一段落した後、電子化の拡大という観点に議論が転換し、後者の議論が展開するに至った



## 2 バーチャル総会をめぐる議論の変遷

### ▶ ④ まとめ

3) 総会の議事それ自体の電子化という議論は、コロナ禍を経て必要性が明確化する中で、デジタル化の推進（DX）という改めての方向付けが与えられて、制度的な対応に至っている

→2000年ごろにはその必要性も明確ではなく、また議論の蓄積がなかったために検討が深まらなかったバーチャル総会（当時の用語では「電子株主総会」）について、コロナという喫緊の必要性と2010年代中頃からの株主総会に関する議論（とりわけその電子化の範囲を拡大する議論）が積極化する中で理論的な蓄積が積み重なって現在に至っている、と言えるのではないか

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

意思決定機関である株主総会については、「何」を決定するのかという問題と、それを「どう」決定するのかという問題がある

→端的に言えば、前者が株主総会の権限の話（いわゆる権限分配論。「組織体としての株主総会」の話）であり、後者が株主総会の会議体の話（「会議体としての株主総会」の話）である

→会社意思決定事項を「株主が決める」という場合、その方法は1つではなく、株主全員の同意をとっても良いし（会社法319条1項、424条等参照）、株主の多数決によってもよい（会社法309条1～4項）。ただし、多数決の方法によるならば、「株主総会の決議」という方法をとる必要があり、会議体のプロセスを経ることが要求される

→広い意味で言えば、各種会社訴訟の提起も会社意思決定事項を株主が決める側面があるが、単独でも提起できるので、裁判所の判断が必要であるし、逆に裁判所の判断という担保があるから単独で提起できるといえるのかもしれない

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

会社意思決定事項を株主が決めるべきだとされた場合に、それが多数決でなされることの意味

→株主が会社の「所有」者なのであれば、会社の持分を持っている株主は、その会社の意思決定事項を自ら差配できるはずである。そうすると、会社意思決定事項は究極的には全員一致（総株主の同意）でなければ決定できないことになる

→会社意思決定事項を全員一致とした場合にはおよそ会社の意思決定ができないことになるから（各株主に拒否権が発生する）、日常的な会社意思決定を行う経営者の選出についても、重要な会社意思決定事項についても、多数決によってこれを行うことができることとし、それによって反対する株主も拘束できるものとしている

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

会社意思決定事項を株主の多数決で決めることについてその必要性はわかるけれども、制度的な正当化はどのようになされるのだろうか

① 会社意思決定事項を全員一致とした場合にはおよそ会社の意思決定ができず不合理であるから、「法律」がその不合理さを回避するために多数決を認めている

② 株式会社は株主の「契約」によって成立しているのだから、多数決で決めることが当初の「契約」の内容になっている

→歴史的には株式会社は契約的結合と解されてこなかったもので（免許主義の時代、あるいは「株式会社は社団である」との議論など）、①の説明が必要となるが、契約的結合という理解がなされることによって（準則主義の導入期。あるいは”nexus of contract”的な説明など）①と②の混合的な説明、あるいは②の説明だけでも足りる

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

会社意思決定事項を株主の多数決で決める場合に会議体のプロセスが求められるのはなぜなのか（それは理論的にどのように説明されるのか）

→ある会社意思決定に関して反対の株主を拘束するためには、会議体において自らの意思を表明し、他者に働きかけをできる機会があった、ということが必要だという考え方があるのではないか

（とりわけ法律の規定によって当然に多数決が採用されている場合には、そのような仕掛けによって「所有」者でもある反対派を拘束することの正当化が必要だと考えられる）

→他方で、会議体における他者への働きかけというのが極限まで形式化されている会社（たとえば株主数が非常に多い上場会社）において、上記のような「フィクション」は説得性を持つのかどうか

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

会社意思決定事項を株主の多数決で決める場合に会議体のプロセスが求められるのはなぜなのか（それは理論的にどのように説明されるのか）

→さらに、一定の会社意思決定事項を株主の多数決で決定するということをあらかじめ明らかにしたうえで、株主が「契約」をするならば、そのような仕掛けは必然ではないのかもしれない

→そのような考え方によれば、株主総会が会議体であることは歴史的に説明はできても、理論的にはその必然性が見いだされない、ということにもなりうる（米国において、株主総会の会議体性に対する議論が乏しいのは、そのような背景があるとも考えられるかもしれない）

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

会議体としての株主総会の基礎づけは、株式会社における株主による意思決定が、その多数決によって行われる場合において、反対派を拘束するための仕組みとして理解できる

→しかし、その仕組みは株主数が多数に上る会社等、会議体が実質的に機能しない場合には、そもそも極めて形式的な説明とならざるを得ない

→あるいは、株式会社が株主の契約的結合であると解した場合、株主が多数決であることを契約上受けれていれば、そもそも会議体であることによる正当化は必ずしも必然ではないかもしれない

# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 1 バーチャル総会を論ずるにあたっての前提

会議体としての株主総会の基礎づけについて、例えば昭和56年改正当時は、株主総会のコミュニケーション機能（を回復する）といった観点から論じられていた

→会議体であることを所与として、総会屋が跋扈しておよそ質問や議論ができなかった当時には、コミュニケーション機能を回復するという議論には説得力があった（ただし、会議体であることが所与としてよいのかどうかはこの議論からは導かれない）

→逆に会議体であることの理論的な根拠の弱さゆえ、所与となっている会議体について、上記のようなコミュニケーション機能の観点からの説明をするほかなかった、ということが言えるのかもしれない



# 3 バーチャル総会の理論的基礎

## ▶ 2 バーチャル総会を論ずるにあたっての会議体の考え方

2010年代半ばからのバーチャル総会の議論は、従前からの会議体としての株主総会（審議の場であり、対話の場である株主総会）の考え方を所与として進められてきた

→ハイブリッド型出席型バーチャル株主総会において、リアル株主総会に会議体があることを前提に、バーチャル株主総会に制約をかけることを許容する

→産業競争力強化法において、場所の定めのない株主総会とすることが許容されるだけであって、それ以外は会社法の株主総会に関する仕組みがそのまま妥当する

→従前からの会議体性を所与としてバーチャル総会を考える限り、質問であれ、動議であれ、あるいは瑕疵の争い方であれ、解釈論のレベルでは、リアル株主総会でなされていた議論が基本的にバーチャル総会にも流れ込んでくることになる

（ハイブリッド型であればリアルが存在しているので、リアルへの出席という選択肢があることを前提にバーチャルはリアルと必ずしも同等の仕組みがなくとも許容され、バーチャルオンリー型ではリアルが存在しないので、リアルと同等の仕組みがバーチャルにも用意されることが求められてきた

### 3 バーチャル総会の理論的基礎

- ▶ 2 バーチャル総会を論ずるにあたっての会議体の考え方  
だが、かりに株主総会において会議体が所与であるとしても、バーチャルオンリー型株主総会の局面でその考え方を転換する可能性はあるのではないか（立法論）
    - 会議体が反対派株主を拘束するための仕組みとして、形式的にしか意味を持たないとすれば、質問や動議の機会を株主に与えることも原則として必然ではない
    - 反対派を拘束するためには情報開示を適切に行えば足りると考えることができるならば、たとえば質問権はそれを補完する意味しかないとも考えることもでき、合理的な範囲で質問を受け付ければ足りる、という考え方もできるのではないか
    - 動議については、株主総会の議案の提案に関する権限をどのように考えるか、という問題で、それは本来的には取締役会の権限であると考えれば、議案の追加・変更等に関する動議は基本的に認める必要はないのではないか（事前の株主提案権によるものとする）。手続的動議も、議事運営に関する権限であって本来的には議長権限であって、合理的な範囲でそれを審議すれば足りるのではないか
- ※ 現在のようにバーチャルオンリー型株主総会を開催するには定款変更手続が必要だとすると、まさにこの定款変更手続が入ることで、株主としても上記の転換を許容していると解する可能性はあるのではないか

### 3 バーチャル総会の理論的基礎

▶ 2 バーチャル総会を論ずるにあたっての会議体の考え方

かりにバーチャルオンリー型総会について、会議体としての意義を形式的にとらえ、質問や動議を制限的に考えていくとした場合、ハイブリッド型バーチャル総会、あるいはリアル株主総会の場合は従前と同じ理解でよいのか

→会議体の形式化自体は、現在のリアル株主総会の場合でも変わらないので、質問や動議のあり方について、制限的に考えていくという可能性は、もちろん立法論的にはありうる

※ただし、従前のリアル株主総会において認められていた株主の権利を制約する方向での議論は、バーチャルオンリー型株主総会が出現したとはいえ、直ちにこれを認めるだけの前提事情はないかもしれない

## 4 バーチャル総会をめぐる若干の法的論点

- ▶ 1 個別の法的論点を考えるにあたっての現在の前提
    - ① ハイブリッド出席型バーチャル株主総会に関しては、リアル株主総会において、通常の会議体において認められる株主の権利が保障されており、そのリアル株主総会への出席権が認められている限りにおいて、バーチャル株主総会における議事上の制限が合理的な範囲で認められる
    - ② バーチャルオンリー型株主総会においては、リアルの場所の定めがない（リアル株主総会が存在しない）という限りにおいての特例がなされているだけであるから、リアル株主総会において通常の会議体に認められる株主の権利はバーチャル株主総会で同様に認められなければならない
- かりにこれらの前提を変更するとした場合、株主総会が会議体であることの意味について、改めて考え方を見直すこと（会議体であることの必要性や会議体に認められている株主の権利の必然性について考え直すこと）が必要となる

## 4 バーチャル総会をめぐる若干の法的論点

### ▶ 2 株主の質問権／取締役等の説明義務（会社法314条）

ハイブリッド出席型バーチャル総会、あるいはバーチャルオンリー型株主総会において問題となる論点の一つが株主の質問権であり、これをどこまでの範囲で保障することが求められるか、という点である

→ハイブリッド出席型の場合、株主としてはリアル株主総会において質問の機会が与えられることを前提として、バーチャル株主総会における質問の機会に制約があるとしてもそれは許容されると解釈されている

→バーチャルオンリー型の場合、リアル株主総会が存在しないけれども、会社法314条の適用はあることから、リアルと同等の質問の機会が与えられなければならない、というのが一般的な考え方（あとは質問の受け付け方の技術的問題となり、挙手機能による、チャット機能による、電話経由による等の方法があるところ、どのような受け付け方をすればよいか問題となる）

## 4 バーチャル総会をめぐる若干の法的論点

### ▶ 2 株主の質問権／取締役等の説明義務（会社法314条）

バーチャルオンリー型における質問の受け付け方について、基本的には総会中にすべての質問を受け付けることが原則になるが、果たしてそれは合理的か

→リアル株主総会の場合でも、質問の個数を制限したり、質問時間の制限を課すことは可能であることから、それにならって議事整理権の範囲内で挙手したチャットに書き込まれたりした質問の選別はあり得ないわけではない

→しかし、バーチャルオンリー型における質問の手軽さからすると（濫用の危険性が高いのだとすると（この点については、太田洋・商事2260号43頁参照））、そもそもリアルと同様に質問権が保障されているというところから出発することの妥当性が問われてもよいのではないか

→定款変更でバーチャルオンリー型を採用した時点で、株主に認められている質問権というのは議事整理権の合理的行使の下に服するのであり、例えば事前の質問受け付け、総会後の回答等も許されるという立法論を考えてもよいかもしれない。（それは翻って事前の情報開示をもって議決権行使を求めることになり、質問権・説明義務と議決権行使との関連性を弱めることを意味する）



## 4 バーチャル総会をめぐる若干の法的論点

### ▶ 3 株主による修正動議（会社法304条）

株主が株主総会の議事において提出する修正動議についても、質問権と同様の考え方によると解されている

→ハイブリッド出席型の場合にはその制約の可能性がありうるが、バーチャルオンリー型の場合には制約することは許されないとの理解

→動議についても、定款変更でバーチャルオンリー型を採用した場合には、議事整理権の下、無限定に出すことを制約するという解釈もありうる

→立法論的には、そもそも株主総会の議案については、取締役会設置会社においては取締役会の専権的な判断事項であって（会社法298条4項）、出席株主であれば当然に修正動議を出せるという制度設計が妥当なのかどうか（修正動議を出せる株主を少数株主権化すれば濫用的な動議が出される可能性は減少する）

※手続的動議については、バーチャルオンリー型の場合に、リアル総会の場合と同様の対応をしなければならないか。ただし、ある程度、定型的な処理をすることで対応する実務があるようである（修正動議も含め、プルダウンで選択できるようにするといった例について、太田・商事2260号42頁）

## 4 バーチャル総会をめぐる若干の法的論点

### ▶ 4 総会議事に瑕疵がある場合の扱い

総会の議事に瑕疵がある場合については、基本的に決議の方法の瑕疵となって取消事由となる（会社法831条1項1号）

→会社側が救済される可能性としては裁量棄却の対象となる場合であるが（同条2項）、数的な処理が可能な瑕疵であれば格別、説明義務違反などは決議への影響可能性の判断が難しく、裁量棄却の対象となりにくいと解されてきた

→かりにバーチャルオンリー型の場合について、リアルと同様の水準で質問や動議を受け付けなければならないとした場合に、さばききれない質問や動議があったとしても、合理的な時間、これらに対応していたならば、それを超えた質問や動議があったとしても（それを取り扱わなかったことが、万が一、説明義務違反等の評価を受けることがあったとしても）、もはや重大な瑕疵ではなく、決議にも影響しないとして裁量棄却とする可能性はあるのではないか

（もっとも、これはバーチャル総会の場合に限らず、リアルの場合でも同様に当てはまる議論かもしれないが、バーチャルのように無限定に質問や動議が出てくるときには会議体の要請を後退させる必要があるのではないか）



ご清聴ありがとうございました